

## 回 答 書

【業務名】 那覇市大規模盛土造成地優先度評価業務委託

質 問	回 答
<p>・特記仕様書の第6条（品質の確保）において、受注者は以下の資格認証及び実績を取得しているものとし、その証明書類を業務着手時に提出しなければならない。とありますが、(1)から(3)全てが対象となりますでしょうか。或いは、(1)から(3)のうち、いずれかが該当すればよろしいでしょうか。</p> <p>(1) 日本工業標準調査会「品質マネジメントシステム」による認証（QMS：Quality Management System：ISO9001）</p> <p>(2) 情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の認証（Information Security Management System：ISMS：JIS Q 27001 全社）</p> <p>(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証。（プライバシーマーク：JIS Q 15001）</p>	<p>・原則として全てが対象となります。ただし、全ての提出が困難な場合は受注後、協議により対象を決定いたします。</p>